

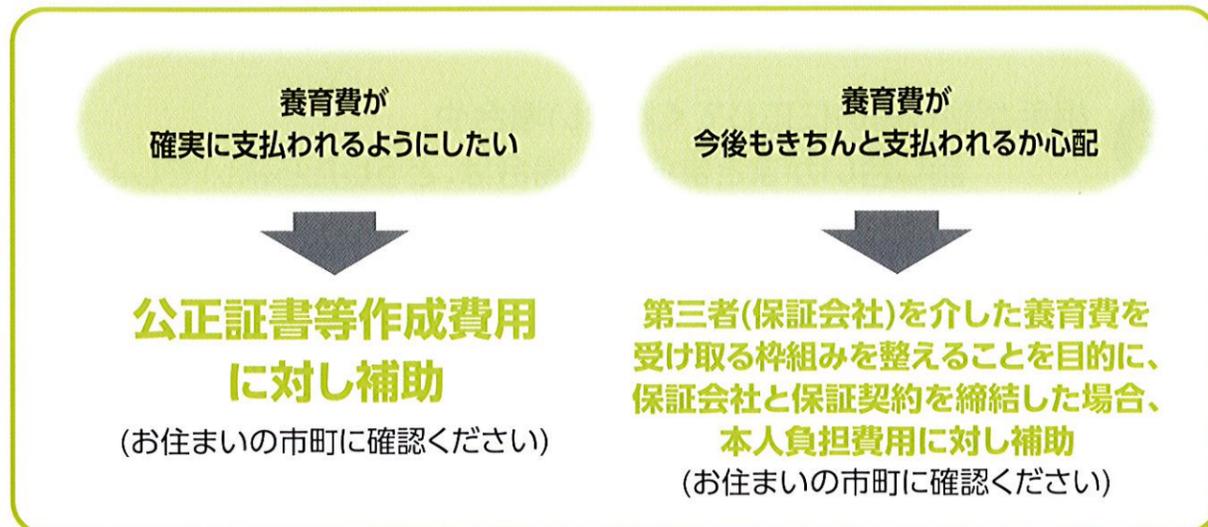
## 養育費確保に係る支援について

養育費の取り決め等について、滋賀県では、以下の制度があります。



まずは、下記センターに連絡してください。

- ①養育費等相談支援センター 03-3980-4108  
(0120-965-419)
- ②滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター 0748-37-5088
- ③滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター 077-526-8801



## 子どもの健やかな成長のために

～離婚後の「養育費の支払」の実現に向けて～

子どもにとって、  
両親の離婚はとても大きなできごとです。

子どもがこれを乗り越えて健やかに成長していけるよう、

離婚をするときに親としてあらかじめ

話し合っておくべきことのひとつに、「養育費」があります。

このリーフレットでは、「養育費」についての情報をお伝えしています。



滋賀県子ども・青少年局

令和3年4月

TEL 077-528-3554  
E-mail em0002@pref.shiga.lg.jp

## 養育費とは

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。

一般的には、経済的・社会的に自立していない子どもが自立する(例えば、大学等を卒業する)までに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

子どもがいる夫婦が離婚する場合、離婚により親権者でなくなった親であっても、また、子どもと離れて暮らすこととなった親であっても、子どもの親であることに変わりはありませんから、子どもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする強い義務(生活保持義務)があります。

子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。



## 養育費の取り決めについて

養育費は、子どものためのものですから、子どもと離れて暮らすことになる親と子どもとの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

新しい生活の始まりからすぐに養育費の支払がスムーズに行われるように、養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておくのがよいでしょう。

養育費の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう(できれば「公正証書」にするのがよいでしょう。)



※このリーフレットは、法務省発行による「子どもの健やかな成長のために～離婚後の「養育費の支払」と「面会交流」の実現に向けて～」の中の養育費に関する記載を参考に、作成しています。

## 養育費についてのQ&A



**Q1** 養育費や面会交流の取り決めをしなければ離婚することができないのですか。

**A1** 養育費や面会交流の取り決めをしていなくても離婚をすることはできます。しかし、民法には、離婚の際に両親が協議で定めるべき事項として養育費の分担や面会交流が定められています。離婚という結論を出すまでには、様々ないきさつや事情があり、親にとっても、それを乗り越えて新しい生活を築いていくことは大変なことですが、子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長することができるためにも、養育費や面会交流の取り決めはとても重要です。可能な限り、離婚までに養育費や面会交流の取り決めをしておくことが望ましいですが、離婚した後でも取り決めをすることはできます。

**Q2** 養育費の取り決めはどのようにしたらよいのですか。

**A2** まずは話し合しましょう。取り決めをする際には、養育費の支払がスムーズに行われるように、養育費の金額、支払期間、支払時期、振込先などを具体的に決めておくとい良いでしょう。また、取り決めた内容については、後日、紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくとい良いでしょう。養育費の取り決めを一定の条件を満たす公正証書(執行証書)や家事調停または家事審判等によって決められた場合には、これらの文書(債務名義)を用いて、相手の財産を差し押さえるなどして養育費を回収する手続(強制執行)を利用することができます。なお、債務名義が無い場合(別添「子どもの養育に関する合意書」も同様です)には、改めて、公正証書を作成するか、家庭裁判所に家事調停等の申立てを行う必要があります。

**Q3** 相手が話し合いに応じてくれない場合や、話し合いがまとまらない場合は、どうしたらよいでしょうか。

**A3** 家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。家事調停手続は、夫婦、親子、親族などのもめ事について、裁判官と民間から選ばれた調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。家事調停の申立ては、相手の住所地を管轄する家庭裁判所または当事者が合意で定める家庭裁判所にすることができます。家事調停手続においても話し合いがまとまらなかった場合には、家事調停手続は終了しますが、引き続き、家事審判手続に移行し、審判という裁判によって結論が示されることとなります。